加圧水型原発使用に関する規制勧告・19 項目（概要）

冷却材喪失事故での炉心損傷の防止	（1）事故の際、高圧原子炉の逃し弁を、新規制基準に従って開放して減圧することを禁止し、冷却水の供給には、消防ポンプではなくＥＣＣＳの使用を徹底する
蒸気発生器細管破断	（2）蒸気発生器細管破断においてＥＣＣＳを無視する新規制基準は危険である。ＥＣＣＳを切ってはならない
ＥＣＣＳの使用条件	（3）事故時と通常時の両方で使用するＥＣＣＳは、事故時にはＥＣＣＳの通常時使用条件を一切消去する
ＥＣＣＳ（非常用復水器）の追加設置	（4）加圧水型原発に沸騰水型ＥＣＣＳ非常用復水器（水素逃し弁付き）を追加設置する
ＥＣＣＳ（隔離時冷却系）の追加設置	（5）加圧水型原発に沸騰水型ＥＣＣＳ隔離時冷却系も追加設置する
電源設備および冷却設備における欠陥	（6）内部電源として商用の小型発電機 2 機を設置する。うち 1 機は事故に備えて常時運転する
非常用電源の確保	（7）その上で、外部電源の確保を厳重におこない、非常用電源（固定式）も用意する
冷却設備の拡充	（8）発電所内の高所に大型の淡水タンクを設置し、自然流によりＥＣＣＳ水源に供給し、また格納容器を直接冷却する。さらに、海水の使用を禁止する
水位、圧力、温度の測定に失敗	（9）福島事故での計測不能を反省して、計測専用の電源を確保する
圧力計、水位計の誤表示	（10）燃料空焚きによる圧力計、水位計の誤表示を改良する。また、流水中の水位計の誤表示問題も解決する
逆Ｕ字管に溜まる水素	（11）冷却水に水素など気体が溶けているとポンプは振動して使用不能となる。また、逆Ｕ字細管に気体が溜まると自然循環も止まる。原子炉を冷却するため、逆Ｕ字細管など配管から水素などを排出する対策を作成せよ この抜本的な改良をせずに、ＷＨ型原発の使用し、製造･販売することは許されない
格納容器ベントの禁止	（12）格納容器の水冷と第二格納容器（勧告 14）の設置によりベントを禁止する。ベントでトリチウムが放出され、遺伝子に取り込まれたトリチウムが崩壊してヘリウムに代わると、生命は維持できない
水素爆発の防止	（13）水素爆発防止のため、関連施設には空気でなく、窒素を封入する
第二格納容器	（14）住民を加害するベントを禁止。圧力増に対し、第二格納容器を増設する
福島第一 2 号機型のチャイナシンドロム防止	（15）格納容器の底に金銀銅を置き、底抜けを防止する
免震重要棟の設計変更	（16）地上の免震重要棟を地下に設置し、地下道で各施設と結ぶ
復水器空気抽出ポンプの能力増強	（17）美浜原発 2 号機事故（1991）での蒸気噴出の失敗を反省し、2 次系減圧と 1 次系冷却のため、復水器に溜まる空気などを排出するポンプの能力を増強する
沸騰による冷却水流出の防止	（18）原子炉頭部に蒸気排出弁を設置する。ここで排出される蒸気により非常用復水器（勧告 4）または隔離時冷却系（勧告 5）を運転し、原子炉に給水しながら減圧して冷却水の流出を抑制する。なお、原子炉の沸騰を知るため、計測設計を改良する
熊本・大分地震と再稼働	（19）熊本・大分地震を起こした中央構造線断層帯が、伊方原発から 5～8ｋｍのところを通っている。このような場所に原発を設置したことはそもそも間違いであった。伊方原発を再稼働してはならない。

原子力民間規制委員会・いかた、同・東京　2016 年 5 月